

令和5年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年2月20日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	第9期介護保険事業計画における介護保険料の諮問・答申案について																																		
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																																		
内容	<p>令和6年度から8年度までを計画期間とする「第9期介護保険事業計画」における介護保険料の答申案について、以下のとおり、お諮りします。</p>																																		
	<p>1 第9期介護保険事業計画における介護保険料の答申案</p>																																		
	<p>(1) 第9期介護保険料基準額の設定について <u>月額6,750円</u> (別紙1)</p>																																		
	<p>(2) 第9期介護保険料の所得段階区分及び保険料率について (別紙2)</p>																																		
	<p>2 影響額等</p>																																		
	<p>(1) 介護報酬改定</p>																																		
	<p>改定率 <u>+1.59%</u></p>																																		
	<p>(2) 所得段階別区分の見直し</p>																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期別</th> <th rowspan="2">段階数</th> <th colspan="2">保険料率</th> </tr> <tr> <th>最低 (※)</th> <th>最高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第8期</td> <td>17段階</td> <td>0.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>第9期</td> <td>19段階</td> <td><u>0.455</u></td> <td><u>6.5</u></td> </tr> </tbody> </table>				期別	段階数	保険料率		最低 (※)	最高	第8期	17段階	0.5	4.5	第9期	19段階	<u>0.455</u>	<u>6.5</u>																	
	期別	段階数	保険料率																																
最低 (※)			最高																																
第8期	17段階	0.5	4.5																																
第9期	19段階	<u>0.455</u>	<u>6.5</u>																																
<p>※ 公費投入による低所得者の保険料軽減前の料率。</p>																																			
<p>(3) 総事業費 (計画値) の精査</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">第8期</th> <th colspan="2">第9期</th> </tr> <tr> <th>中間報告</th> <th>最終報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総事業費</td> <td>1,982億円</td> <td>2,062億円</td> <td><u>2,085億円</u></td> </tr> </tbody> </table>				項目	第8期	第9期		中間報告	最終報告	総事業費	1,982億円	2,062億円	<u>2,085億円</u>																						
項目	第8期	第9期																																	
		中間報告	最終報告																																
総事業費	1,982億円	2,062億円	<u>2,085億円</u>																																
<p>3 第8期・第9期介護保険料の増減要因等の比較</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>第8期</th> <th>第9期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3年間の総事業費 (計画値)</td> <td>1,982億円</td> <td>2,085億円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>介護保険給付準備基金の投入額</td> <td>40億円</td> <td>30億円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>介護報酬改定率</td> <td>0.7%</td> <td>1.59%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>調整交付金</td> <td>17億円</td> <td>30億円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>介護保険料所得段階・最高料率</td> <td>17段階・4.5倍</td> <td>19段階・6.5倍</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>予定保険料収納率</td> <td>97.5%</td> <td>98.0%</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>多床室の有料化 (老健など)</td> <td>—</td> <td>月額8千円程度</td> </tr> </tbody> </table>				No.	項目	第8期	第9期	1	3年間の総事業費 (計画値)	1,982億円	2,085億円	2	介護保険給付準備基金の投入額	40億円	30億円	3	介護報酬改定率	0.7%	1.59%	4	調整交付金	17億円	30億円	5	介護保険料所得段階・最高料率	17段階・4.5倍	19段階・6.5倍	6	予定保険料収納率	97.5%	98.0%	7	多床室の有料化 (老健など)	—	月額8千円程度
No.	項目	第8期	第9期																																
1	3年間の総事業費 (計画値)	1,982億円	2,085億円																																
2	介護保険給付準備基金の投入額	40億円	30億円																																
3	介護報酬改定率	0.7%	1.59%																																
4	調整交付金	17億円	30億円																																
5	介護保険料所得段階・最高料率	17段階・4.5倍	19段階・6.5倍																																
6	予定保険料収納率	97.5%	98.0%																																
7	多床室の有料化 (老健など)	—	月額8千円程度																																
<p>4 今後の方針</p>																																			
<p>令和6年第1回定例会で足立区介護保険条例を一部改正する条例 (案) が可決された際には、区民への周知を適切に行っていく。</p>																																			

(案)

審議事項1 別紙1

令和6年2月20日

足立区長
近藤 弥生 様

足立区地域保健福祉推進協議会
会 長 菱沼 幹男

第9期介護保険事業計画における介護保険料の答申について

令和5年7月26日付、5足福介発第1320号をもって諮問のあった件について、令和6年2月14日に開催された介護保険・障がい福祉専門部会における審議の結果を踏まえ、慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1 第9期介護保険料基準額の設定について

第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料基準額は、「月額6,750円」と設定する。

2 第9期介護保険料の所得段階区分及び保険料率について

別紙のとおり。

第9期介護保険料の所得段階区分及び保険料率について
 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者保険料の所得段階区分及び保険料率は、下表のとおり設定する。

第8期所得段階別介護保険料及び保険料率

所得段階	対象となる方	保険料率	月額 保険料	人数の 構成比
第17段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,500万円以上	4.50	30,420	0.3%
第16段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満	4.00	27,040	0.1%
第15段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	3.50	23,660	0.2%
第14段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	3.00	20,280	0.2%
第13段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が900万円以上1,200万円未満	2.50	16,900	0.4%
第12段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が700万円以上900万円未満	2.00	13,520	0.5%
第11段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満	1.80	12,170	1.2%
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.60	10,820	2.0%
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.45	9,810	3.0%
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.40	9,470	6.9%
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.21	8,180	11.8%
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.08	7,310	12.1%
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超	1.00	6,760	9.3%
第4段階	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	5,890	12.1%
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	0.70	4,740	7.9%
第3段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.50	3,380	
第3段階 特例軽減C	収入・預貯金等で判定	0.30	2,030	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超から120万円以下	0.50	3,380	8.1%
第2段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.30	2,030	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯生活保護受給者	0.30	2,030	23.9%

※ 人数の構成比は、令和2年4月時点。

第9期所得段階別介護保険料及び保険料率

所得段階	対象となる方	保険料率	月額 保険料	人数の 構成比
第19段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が3,000万円以上	6.500	43,880	0.4%
第18段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満	5.800	39,150	0.1%
第17段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満	5.100	34,430	0.2%
第16段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	4.400	29,700	0.3%
第15段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	3.700	24,980	0.3%
第14段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が900万円以上1,200万円未満	3.000	20,250	0.6%
第13段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が720万円以上900万円未満	2.400	16,200	0.6%
第12段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.200	14,850	0.5%
第11段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.100	14,180	0.8%
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.900	12,830	1.4%
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.700	11,480	3.0%
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.500	10,130	6.9%
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.300	8,780	12.9%
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.140	7,700	10.6%
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超	1.000	6,750	9.4%
第4段階	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.870	5,880	10.4%
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	0.685	4,630	8.5%
第3段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.485	3,280	
第3段階 特例軽減C	収入・預貯金等で判定	0.285	1,930	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超から120万円以下	0.485	3,280	9.1%
第2段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.285	1,930	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯生活保護受給者	0.285	1,930	24.0%

※ 人数の構成比は、令和5年11月時点。

